



国立大学法人長崎大学と株式会社 ANA 総合研究所 との包括的連携に関する協定書

国立大学法人長崎大学（以下「甲」という。）と株式会社 ANA 総合研究所（以下「乙」という。）は、相互の包括的な連携を強化し、地域社会の振興と発展に資するため、次のとおり協定を締結する。

甲及び乙は、本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、各自1通を保有する。

2018年12月17日

甲 長崎市文教町1-14
国立大学法人長崎大学
学長

河野茂

乙 東京都港区東新橋1-5-2
株式会社 ANA 総合研究所
代表取締役社長

田口亮

（目的）

第1条 本連携は、甲及び乙が相互の包括的な連携を強化し、地域社会の振興と発展に資するため、誠意をもって相互に連携協力することを目的とする（以下、本協定書に基づく連携を「本連携」という。）。

（連携の概要）

第2条 甲及び乙は、互いの理念を実現するため、緊密な連携を図り、産学連携をはじめ両者に必要な知識やノウハウ等を互いに提供し合うものとする。

（知的財産権等の取扱い）

第3条 甲及び乙は、本連携中に生じた知的財産権等の保全、維持及び活用に関して、甲及び乙にとって最善の結果となるよう相互に協力し、適切に対応を図るものとする。

（有効期間）

第4条 本協定書は、締結日から2022年3月31日まで効力を有する。ただし、本協定書の有効期間内であっても、甲乙協議に基づく合意によって、更新することができるものとする。

（守秘義務）

第5条 甲及び乙は、本協定書を通して知り得た相互の秘密事項を守秘するものとし、本協定書の失効後も同様とする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

（協議）

第6条 本協定書について定めるもののほか、本連携の具体的な事項及びその他必要な事項については、甲乙協議の上、別にこれを定めるものとする。